

**定時制・通信制高等学校  
合同説明会を開催します**

▼対象 関心のある方（保護者・本人・支援者および中学・高校関係者、不登校や中途退学で次の進路先として悩んでいる高校生およびその保護者、進路先で悩んでいる中学生およびその保護者など）  
▼日時 8月8日（土）午後1時30分～4時  
▼場所 豊橋市保健所・保健センター「ほいっぶ」  
▼参加高校 豊橋市・田原市・岡崎市・浜松市にある定時制・通信制高等学校15校程度  
▼内容 定時制・通信制高等学校概要説明・個別ブースによる相談  
▼参加料 無料  
▼申し込み 不要  
▼豊橋市子ども未来部子ども家庭課  
☎（0532）51局2855

**寄付**

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼7月6日、株式会社ココカラファインヘルスケア様から環境保全活動のため、金8万4784円。

**\*ふるさと寄附金\***

▼7月1日、大谷美一様（千葉県）から金5万円。

**税**

TAX

**国民健康保険税の  
納期と納付方法**



国民健康保険は、職場の健康保険に加入している方などを除き、すべての方が加入しなければなりません。

田原市国民健康保険は、市が運営し、皆さんから納められる国保税と国の補助金などを財源として、医療費の給付などを行っています。

国保税額は7月に決定し、8月中旬に世帯主あてに通知します。世帯主が、他の健康保険に加入しているも、家族の中でお一人でも国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

普通徴収の方は、4月に通知してある仮算定税額（第1期・第2期分）を差し引いた税額を第3～8期の6回に分けて納めていただきます。

**◆国民健康保険税の特別徴収**

国保税の特別徴収（年金からの引

き落とし）の対象は、世帯主を含め国民健康保険に加入している方全員が65歳から74歳までの世帯です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は普通徴収の対象者になります。

- ・今年度中に75歳になる方
- ・滞納がなく口座振替による納付を継続している方で今後も確実な納付が見込める方
- ・年金額が年間18万円未満の方
- ・介護保険料と国保税を合わせた年金からの引き落とし額が、年金の2分の1を超える方

**◆国保税の軽減・減免制度**

軽減制度は、世帯主と国保加入者の所得によって、7割・5割・2割の3種類、減免制度は、2割・1割の2種類があり、均等割と平等割の部分について、減額になります。

なお、所得の申告をしていない場合は、軽減・減免の対象となりません。

**◆離職者の軽減制度**

会社の倒産、解雇などにより離職をされた方への、国民健康保険税の軽減制度があります。

雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として基本手当の受給を受ける方が対象になります。軽減を

**国民健康保険税の税率**

区分	医療分	支援金分	介護分		
①所得割額	前年の所得に応じて賦課される額	4.9%	1.6%	1.3%	
②資産割額	今年度の固定資産税額(土地・家屋分)に応じ賦課される額	29.0%	9.0%	5.0%	
③均等割額	加入者1人当たりの額	28,800円	8,400円	7,800円	
④平等割額	加入世帯1世帯当たりの額	31,200円	7,200円	6,000円	
年税額	①+②+③+④	賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

受けるためには申請が必要です。

**◆延滞金**

国民健康保険税を納期限までに納付されなかったときには、地方税の規定により、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、税額に延滞金がかかります。

※詳しくはお問い合わせ下さい。

**▼保険年金課**

☎ 23局 2149 FAX 23局 0180